

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成17年4月7日(2005.4.7)

【公開番号】特開2003-160010(P2003-160010A)

【公開日】平成15年6月3日(2003.6.3)

【出願番号】特願2002-234751(P2002-234751)

【国際特許分類第7版】

B 6 0 R 19/34

B 6 0 R 19/18

【F I】

B 6 0 R 19/34

B 6 0 R 19/18

P

【手続補正書】

【提出日】平成16年4月27日(2004.4.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

クラッシュチューブと、

前記クラッシュチューブを受けるために適合された第一端の開口部を備えるテープ構成部分と、及び

前記テープ構成部分の第二端に付加されているフレア構成部分と、
を含むことを特徴とするエネルギー吸収アセンブリ。

【請求項2】

前記テープ構成部分及び前記フレア構成部分が一つの単一の構成部分として製造されることを特徴とする請求項1に記載のエネルギー吸収システム。

【請求項3】

前記クラッシュチューブは一つの端で複数のイニシエータースリットを含むことを特徴とする請求項1に記載のエネルギー吸収システム。

【請求項4】

前記テープ構成部分、前記フレア構成部分及び前記クラッシュチューブは、陽極処理コティングを有することを特徴とする請求項1に記載のエネルギー吸収システム。

【請求項5】

前記クラッシュチューブは、円形、正方形、橢円形、長方形、六角形及びこれらの組み合わせから構成されるグループから選択される断面の輪郭を備えるチューブを含むことを特徴とする請求項1に記載のエネルギー吸収システム。

【請求項6】

乗り物のバンパーと、及び

乗り物のシャーシレールをさらに含み、前記クラッシュチューブ、前記テープ構成部分、及び前記フレア構成部分が前記バンパーと前記シャーシレールとの間に取り付けられていることを特徴とする請求項1に記載のエネルギー吸収システム。

【請求項7】

前記フレア構成部分は前記クラッシュチューブのフレア状の部分が前記エネルギー吸収システムを出ることを可能にする複数のスロットを含むことを特徴とする請求項1に記載のエネルギー吸収システム。

【請求項 8】

前記テーバ構成部分、前記フレア構成部分及び前記クラッシュチューブはアルミニウム合
金から製造されることを特徴とする請求項 1 に記載のエネルギー吸収システム。

【請求項 9】

前記フレア構成部分及び前記テーバ構成部分は二つの個別の部品であることを特徴とする
請求項 1 に記載のエネルギー吸収システム。

【請求項 10】

前記前記テーバ構成部分及び前記フレア構成部分は二つの異なる物質から製造されること
を特徴とする請求項 9 に記載のエネルギー吸収システム。

【請求項 11】

中空のテーバ及びフレアハウジングと、

クラッシュチューブを受けるために適合された前記中空ハウジングの第一端のクラッシュ
チューブ受取り輪郭と、

前記中空ハウジングを残すようにクラッシュチューブのフレア状の端を可能にするため
に適合された複数のスロットを含有するクラッシュチューブ出口輪郭と、及び

放射状の方向で前記クラッシュチューブを圧縮するように適合された前記クラッシュチュ
ーブ受取り輪郭と前記クラッシュチューブ出口輪郭との間の先細の内部壁と、
を含むことを特徴とするテーバ及びフレア装置。

【請求項 12】

複数のイニシエータースリットを有する中空クラッシュチューブは、前記クラッシュチュ
ーブ受取り輪郭に少なくとも部分的に挿入されることを特徴とする請求項 11 に記載の装
置。